

とんだばやし認定調査通信（8号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

1-7. 歩行（能力） 【判断に迷う特記事項の例】

自宅内を歩くときは杖を使って歩いている。

「選択 何かにつかまればできる」

【判断に迷う点(気になる点)】

普段杖を使っているという状況だけで「何かにつかまればできる」と判断していないか。

5m程度でも杖を使わないと「能力」的に歩行ができないのかどうか。

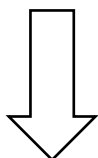
【定義】(調査員テキストより)

「歩行」とは、立った状態から継続して歩くことができるかどうかの能力である。

立った状態から継続して（立ち止まらず、座り込まずに）5m程度歩ける能力があるかどうかで選択する。

片方の腕を杖で、片方の腕を介護者が支えれば歩行できる場合は、「何かにつかまればできる」を選択する。

POINT！



移動の様子ではなく、歩行の能力で判断しよう。

能力で評価する項目です。

今回の事例では、杖を用いて歩いているため「何かにつかまればできる」を選択しているようですが、5m連続歩行ができるかどうかの判断ができません。

「能力」で評価する項目は試行が原則のため、調査時にはできる限り対象者に実際に行ってもら必要があります。特記事項には試行動作ができるかどうかを記載してください。

また、日頃、自宅内を杖歩行で移動している様子については、「2-2. 移動」の項目で評価してください。

【わかりやすい特記事項の例】（「つかまればできる」の場合）

両膝の痛みがあり、歩行器を使用すれば5m程度連続で歩行できる。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。